

## 愛川町木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、愛川町耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震改修工事に必要な経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 1級建築士、2級建築士又は木造建築士で神奈川県木造住宅耐震診断講習会又は国土交通大臣登録耐震診断資格者講習を終了した町内の耐震診断技術者が「木造住宅の耐震診断と補強方法（国土交通省住宅局監修・財団法人日本建築防災協会編集）」に基づく一般診断法により木造住宅を調査し、報告書を作成する耐震診断で、町の補助事業により行うものをいう。
- (2) 耐震改修工事 耐震診断による上部構造の総合評点が1.0未満の木造住宅を改修し、上部構造の総合評点を1.0以上とする工事で、町の補助事業により行うものをいう。
- (3) 耐震改修設計 原則として耐震診断を行った耐震診断技術者が、耐震改修工事を行うための工事図面、工事費積算及び耐震改修計画書を作成するもので、町の補助事業により行うものをいう。
- (4) 耐震改修監理 原則として耐震改修設計を行った耐震診断技術者が、耐震改修工事を行うための工事監理業務及び報告書の作成をするもので、町の補助事業により行うものをいう。
- (5) 耐震改修工事等 耐震改修工事及び耐震改修監理をいう。
- (6) 耐震改修工事図面 耐震改修計画書に基づき、1級建築士、2級建築士又はこれと同等と町長が認める講習会を終了した者が作成する耐震改修工事を実施するために必要な図面をいう。
- (7) 愛川町耐震改修促進計画 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第1項に規定する市町村耐震改修促進計画
- (8) 空き家バンク事業 愛川町空き家バンク事業実施要綱（平成27年4月1日制定）に基づき行われるものをいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象は、次の各号のいずれにも該当する木造住宅に対する耐震改修設計及び耐震改修工事等とする。

- (1) 町内に住所を有する者が自ら所有し、現に居住するもの又は空き家バンク事業と併せて耐震改修設計及び耐震改修工事等を行う者

(2) 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した専用住宅又は併用住宅であるもの。  
ただし、これらの住宅のうち、昭和56年6月1日以降に増築又は改築されたもので、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が昭和56年5月31日における延べ床面積の2分の1を超えるものを除く。

(3) 2階建て以下であるもの

(4) 在来工法による木造住宅であるもの

(5) 原則として、耐震診断の結果、上部構造の総合評点が1.0未満のもの

(6) 交付申請年度の2月末日までに耐震改修工事等が完了するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

(1) 町税等を滞納している者が耐震改修設計及び耐震改修工事等を行う場合

(2) この要綱によりすでに補助金の交付を受けている場合

(3) 愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係を有すると認められる者が所有する空き家の場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が補助の対象とすることを特に不相当と認めた場合  
（補助金額）

第4条 町長は、耐震改修設計及び耐震改修工事等に対して次に掲げる額を助成する。

(1) 耐震改修設計に要する経費の2分の1の額とし、7万円を限度とする。

(2) 耐震改修工事等を行った場合には、次に掲げる額の合計額とする。

ア 耐震改修工事に要する経費の2分の1の額とし、50万円を限度とする。

イ 耐震改修監理に要する経費の2分の1の額とし、4万円を限度とする。

ウ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 前項第2号の補助金の交付に当たっては、あらかじめ前号ウの額を差し引いて、同号ア及びイの額を交付するものとする。

3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（事前協議）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ町長と協議をするものとする。

（交付申請）

第6条 耐震改修設計に係る補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修設計を行う前に、愛川町木造住宅耐震改修設計費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めた場合は、添付書類の一部を省略することができる。

(1) 住民票の写し

(2) 建築確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは固定資産（家屋）評価証明書又はこれに類するものと町長が認める書類

(3) 耐震診断結果報告書の写し又はこれに類すると町長が認める書類

- (4) 町税等納付状況調査同意書（第2号様式）
- (5) 耐震改修（設計・工事等）の実施に関する建物所有者等の同意（空き家バンク事業による利用者のうち、建物所有者以外の者が申請する場合）（第3号様式）
- (6) 耐震改修設計費の見積書の写し
- (7) その他町長が必要とする書類

2 耐震改修工事等に係る補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修工事等を行う前に、愛川町木造住宅耐震改修工事費等補助金交付申請書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めた場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 住民票の写し
- (2) 建築確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは固定資産（家屋）評価証明書又はこれに類するものと町長が認める書類
- (3) 改修計画に基づく改修後を想定した耐震診断の結果報告書の写し又はこれに類すると町長が認める書類
- (4) 町税等納付状況調査同意書（第2号様式）
- (5) 耐震改修（設計・工事等）の実施に関する建物所有者等の同意（空き家バンク事業による利用者のうち、建物所有者以外の者が申請する場合）（第3号様式）
- (6) 耐震改修工事費及び耐震改修監理費の見積書の写し
- (7) その他町長が必要とする書類

3 第1項及び前項の第1号及び第2号の書類については、愛川町木造住宅耐震診断費補助金交付申請により、既に提出し、1年を経過していないものは省略することができる。

（交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定及び条件等を愛川町木造住宅耐震改修設計費補助金交付決定通知書（第5号様式）又は愛川町木造住宅耐震改修工事費等補助金交付決定通知書（第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（申請の変更又は取下げ）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合、耐震改修設計費又は耐震改修工事費等が確定し補助申請額に変更が生じた場合若しくは申請を取下げの場合には、愛川町木造住宅耐震改修（設計費・工事費等）補助金交付（変更・取下げ）申請書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付決定変更通知等）

第9条 町長は、前条の申請により交付決定の変更又は取消しを行った場合には、愛川町木造住宅耐震改修（設計費・工事費等）補助金交付決定（変更・取消し）通知書（第8号様式）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（中間検査）

第10条 耐震改修工事等に係る補助金の交付決定を受けた者は、当該申請に係る工事が、補強に係る金物及び筋交い等の施工後、視認可能な時点に達したときは、中間検査を受けなければならない。この場合において、当該検査は施工現場に町の職員が立ち会って行うものとする。

(報告及び指示)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、当該申請に係る事業が、予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、町長の指示を受けなければならない。

(実績報告及び完了検査)

第12条 耐震改修設計に係る補助金の交付決定を受けた者は、当該申請に係る設計が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 愛川町木造住宅耐震改修設計完了実績報告書(第9号様式)
- (2) 耐震改修計画書(第10号様式)
- (3) 耐震改修工事図面
- (4) 耐震改修設計費の領収書又は請求書の写し
- (5) 改修計画に基づく改修後を想定した耐震診断の結果報告書
- (6) 愛川町木造住宅耐震設計費補助金交付請求書(第11号様式)
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 耐震改修工事等に係る補助金の交付決定を受けた者は、改修工事が完了したときは、速やかに次に掲げる書類により町長に報告し、完了検査を受けなければならない。

- (1) 愛川町木造住宅耐震改修工事等完了実績報告書(第12号様式)
- (2) 耐震改修工事費精算書(第13号様式)
- (3) 耐震改修工事費内訳書
- (4) 耐震改修工事費及び耐震改修監理費の領収書又は請求書の写し
- (5) 耐震改修工事の各工程の写真
- (6) 耐震改修監理報告書(第14号様式)
- (7) 愛川町木造住宅耐震改修工事費等補助金交付請求書(第15号様式)
- (8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領し、完了検査(耐震改修設計に係る事業を除く。)が終了したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金を交付するものとする。

(証明書の発行)

第14条 町長は、この要綱に基づき町の補助金を受けて耐震改修工事等を行った者に対して、当該工事内容を審査した上で、次に掲げる証明書を発行するものとする。

- (1) 租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第19条の11の2第4項の規定に基づく住宅耐震改修証明書

(2) 地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）附則第 7 条第 6 項の規定に基づく証  
明書  
(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。